



山形県公報

平成22年4月1日(木)

号 外 (15)

目 次

企業局関係

規 程

- 山形県企業局組織規程の一部を改正する規程…………… 1
- 山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程…………… 3
- 山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程…………… 6
- 山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程…………… 8
- 山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程…………… 同

告 示

- 昭和54年3月県企業告示第1号(県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定)の一部改正…………… 同

企業局関係

規 程

山形県企業管理規程第6号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程(昭和40年6月県企業管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「総合事務所及び発電所建設事務所」を「機関の組織」に改める。

第4条の表中「、施設整備担当」を削る。

第13条第2項中「自動車運転技士」を「行政技能員」に改め、同条第3項の表中

「自動車運転技士」を「行政技能員」に、「自動車運転業務」を「担当業務」に改める。

第3章第1節の節名を削る。

第14条中「発電」を「発電及び発電所の建設」に、「総合事務所」を「事業所」に改める。

第15条中「総合事務所」を「事業所」に改め、同条の表山形県企業局村山事務所の項中「野川第二発電所」を「新野川第一発電所 野川第二発電所」に改める。

第16条中「総合事務所」を「事業所」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 発電所の建設に関すること(村山事務所に限る。)

第17条中「総合事務所」を「事業所」に改め、同条の表山形県企業局村山事務所の項中「施設管理担当」を「施設管理担当、整備担当」に改める。

第18条中「総合事務所」を「事業所」に改め、同条第2号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次

のように加える。

ニ 発電所の建設に関すること（村山事務所に限る。）。

第19条を削る。

第3章第2節を削る。

第3章第3節の節名を削る。

第28条第1項中「次の表の左欄に掲げる」を削り、「同表の右欄に掲げる職」を「所長、副所長、課長及び係長」に改め、同項の表を削る。

第28条第2項中「自動車運転技士、技術手、ダム管理技士」を「主任技能員、技術技能員」に改め、同条を第19条とする。

第29条の表中

技術手	上司の命を受けて施設の保守、管理業務に従事する。
ダム管理技士	上司の命を受けてダムの管理業務に従事する。

を

主任技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
技術技能員	

に改め、同条を第

20条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公布の日から施行する。

（山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部改正）

2 山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第5条の6中「総合事務所」を「事業所」に改める。

（山形県企業局被服貸与規程の一部改正）

3 山形県企業局被服貸与規程（昭和29年12月県電気事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

総合事務所 及び発電所 建設事務所

を

事業所

に改める。

（山形県企業局職員住宅管理規程の一部改正）

4 山形県企業局職員住宅管理規程（昭和30年8月県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号を削る。

第2条の2第1項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

（山形県企業局公印規程の一部改正）

5 山形県企業局公印規程（昭和40年6月県企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

山形県企業局各総合事務所長印

を

山形県企業局各事業所長印

に、

各総合事務所長

を

各事業所長

に、

9	山形県企業局発電所建設事務所長印	方 21	発電所建設事務所長
---	------------------	------	-----------

を

「 9 削除 _____ 」に改める。

別表第2中 「 7 山形県企業局何総合事務所長印 」を 「 7 山形県企業局何事務所長印 」に、 「 9 山形県企業局発電所建設事務所長印 」を削除に改める。

(山形県企業局就業規程の一部改正)

- 6 山形県企業局就業規程（昭和43年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第9条の2（見出しを含む。）、第33条から第35条までの規定及び第38条中「総合事務所」を「事業所」に改める。

(山形県工業用水供給規程の一部改正)

- 7 山形県工業用水供給規程（昭和46年4月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。
第23条中「総合事務所長」を「事業所の長」に改める。

(山形県企業局事務委任規程の一部改正)

- 8 山形県企業局事務委任規程（昭和46年4月県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。
第3条の見出し中「総合事務所長等」を「事業所の長」に改め、同条中「総合事務所長」を「事業所の長」に改める。

(山形県企業局文書管理規程の一部改正)

- 9 山形県企業局文書管理規程（平成10年3月県企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表2 事業所の項の表中 「 山形県企業局発電所建設事務所 | 企業発建 」を削る。

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高橋邦芳

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年6月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1 人事・服務の項を次のように改める。

人事・服務	1 旅行命令及び復命に関すること。	局長、参事及び課長（以下「局長等」という。）に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
	2 勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
	3 勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関すること。				○	
	4 時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること。		所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	

5	時間外勤務代休時間の指定に関する事		所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
6	育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限に関する事		所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
7	育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
8	宿日直勤務命令に関する事				○	
9	休日の代休日の指定に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
10	休暇の承認に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
11	育児休業、育児休業の期間の延長、育児短時間勤務、育児短時間勤務の期間の延長及び部分休業に係る承認に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
12	修学部分休業に係る承認に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
13	自己啓発等休業及び自己啓発等休業の期間の延長に係る承認に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
14	職務上の秘密に属する事項の発表の許可に関する事	○				
15	職務に専念する義務の免除その他の服務に関する諸願の許可又は承認（営利企業等従事の許可、労働組合の業務に専ら従事することの許可及び団体役職員就任の承認を除く。）に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
16	勤務に係る事実の証明に関する事	局長等に係るもの	所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	
17	職員証の所属及び職名の書換えに関する事		所属職員に係るもの	所属職員に係るもの	○	

別表第1 臨時職員の項中「包括選考する者」を「個別に選考することが不適当な場合に包括選考する者」に改め、同表財務の項第6 項中「、児童手当及び児童手当法附則第6 条第1 項に規定する給付」を「及び子ども手当」に改め、同表財務の項第12 項第3 号中「手当」を「手当（退職手当を除く。）」に改め、同項中第4 号を削り、第5 号を第4 号とし、第6 号から第25 号までを1 号ずつ繰り上げ、同表の備考を削る。

別表第2 総務企画課の項中

職員の任免に関する こと。	1 技能労務職員の任免及び分 限に関すること。	1 日々雇用職員（包括選考す る者及び技能労務に従事す る者で雇用継続予定期間が15日 未満のものを除く。）の雇用に 関すること。
給与に関する こと。	1 職員の昇格（行政職給料表 5級以上となる者の昇格及び 特別の場合の昇格を除く。）に 関すること。	
	2 職員の昇給に関する こと。	
	3 職員の復職時等における号 給等の調整に関する こと。	

を

職員の任免に関する こと。	1 技能労務職員の任免及び分 限に関すること。	1 日々雇用職員（個別的に選 考することが不適当な場合に 包括選考する者及び技能労務 に従事する者で雇用継続予定 期間が15日未満のものを除 く。）の雇用に 関すること。
	2 地方公務員法第3条第3項 第3号に規定する職員の任免 に関する こと。	
給与に関する こと。	1 職員の昇格及び昇給（行政 職給料表5級以上となる者の 昇格及び特別の場合の昇格を 除く。）並びに復職時等にお ける号給等の調整に関する こと。	
退職手当に関する こと。	1 退職手当の裁定に関する こと。	
源泉徴収等に関する こと。		1 所得税の源泉徴収並びに県 民税及び市町村民税の特別徴 収（事業所の長が支出命令を 行つた報酬及び賃金に係るも のを除く。）に関する こと。
服務に関する こと。	1 労働組合の業務に専ら従事 することの許可に関する こと。	
	2 職員の営利企業等従事の許 可及び団体役職員就任の承認 に関する こと。	

に改める。

別表第3中「総合事務所長」を「事業所の長」に改める。

別表第4中	発電所建設事務所長	業務課長（庶務係の担当 する事務を除く。）
-------	-----------	--------------------------

を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第8号

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程の一部を改正する規程

山形県企業局電気事業関係電気工作物保安規程（昭和40年9月県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号の表中「、蘇岡連絡送電線及び発電所建設事務所」を「及び蘇岡連絡送電線」に、

発電所建設事務所	を	村山事務所	に改め、同項第2号の表中
----------	---	-------	--------------

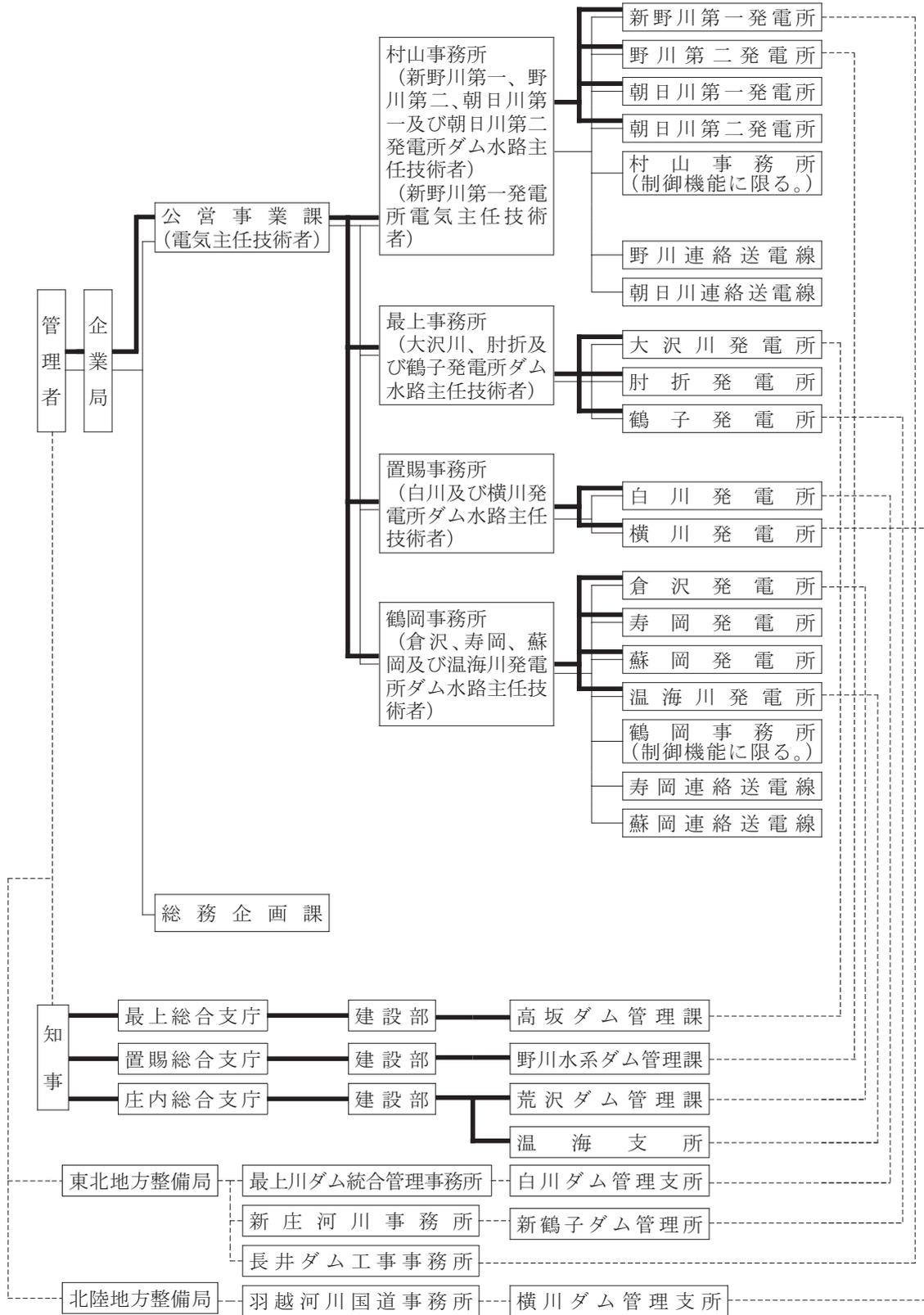
1 野川第二発電所 2 朝日川第一発電所 3 朝日川第二発電所	を	1 新野川第一発電所 2 野川第二発電所 3 朝日川第一発電所 4 朝日川第二発電所	に改め、
---------------------------------------	---	---	------

発電所建設事務所	主査以上	1 新野川第一発電所	を削る。
----------	------	------------	------

別表第1を次のように改める。

別表第1

保安に関する組織



注 1 —— は、保安業務（電気）の系統を示す。
 注 2 ——— は、保安業務（ダム水路）の系統を示す。
 注 3 ----- は、河川管理者との関連を示す。

別表第2中「の維持」を「の工事(新野川第一発電所に係るものに限る。)、維持」に改め、

「 発電所建設 事務所	新野川第一発電所の電気工作物の工事に係る保安及び保安教育に関すること	」	を削る。
-------------------	------------------------------------	---	------

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第9号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年3月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第1号中「10名」を「8名」に改め、同項第2号中「8名」を「7名」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「(発電所建設事務所にあつては所長)」を削る。
第115条を次のように改める。

第115条 削除

別記様式第71号を次のように改める。

様式第71号 削除

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

山形県企業告示第1号

昭和54年3月県企業告示第1号（県公営企業に係る出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

山形県企業管理者 高 橋 邦 芳

1 出納取扱金融機関の表中

「 株式会社 山形銀行 県庁支店	山形市松波二丁目8番1号	企業局に係る出納事務並びに 出納取扱金融機関及び収納取 扱金融機関の総括事務	を
株式会社 山形銀行 長井支店	長井市栄町11番14号	発電所建設事務所に係る出納 事務	」
「 株式会社 山形銀行 県庁支店	山形市松波二丁目8番1号	企業局に係る出納事務並びに 出納取扱金融機関及び収納取 扱金融機関の総括事務	に改める。